

持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会
規 約

(設置の目的)

第1条 航空機の運航に不可欠な空港業務（グランドハンドリング・保安検査）の持続的な発展に向け、人材確保やDX化・GX化などについて地域の関係者一丸となった取組を推進していくため、「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」を設置する。

(本検討会の構成)

第2条 本検討会の構成は、別紙に掲げる委員で構成する。

(座長の任命等)

第3条 本検討会に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本検討会を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(本検討会の開催)

第4条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(ワーキンググループ等)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、検討会の下にワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第6条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課に置く。

(守秘義務)

第7条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年10月25日から施行する。